

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三號 第十三卷

昭和九年三月一日發行

論叢

砂糖消費税に就きて……………法學博士 神戸正雄

昭和五年の我國の國富を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

古典派に於ける恐慌論と動態論との關係……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

團體生命保險の官營問題……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

統計解析に於ける基礎的問題……………經濟學士 蛭川虎三

ブウニヤティヤンと新信用論……………經濟學士 松岡孝兒

百貨店の植民地進出……………經濟學士 堀新一

說苑

陶業における瀬戸・東濃・名古屋の關係……………經濟學士 菊田太郎

ロシアに於ける所得税の發達……………經濟學士 伊藤武夫

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

時 論

團體生命保險の官營問題

小 島 昌 太 郎

我が國に從來行はれて居なかつた團體生命保險といふものが、今般、日本團體生命保險株式會社によつて行はるゝことゝなり、また、遞信省に於ても、簡易生命保險を改正して、官營としてこれを行ふ計畫をもつて居ると傳へられて居る。

日本團體生命保險株式會社といふは、全國産業團體聯合會の關係者が發起して設立した保險會社で、「帝國領土内、滿洲國內及中華民國内ニ於ケル會社、工場、其支店、分工場、官公署其他一定ノ標準ニ依リ區別セラレタル集團」を被保險團體として、團體生命保險事業を經營するを目的とするものである。

遞信省の計畫せるものは、「同一事業主ニ雇傭セラル、一定數以上ノ者ヲ身體検査ヲ爲サズシテ

「契約ノ下ニ包括的ニ保險スル」もので、その保險契約者たるものは「被保險者ヲ使用スル事業主」たるを原則とするけれども、「官公署、軍隊ノ長若ハ之ニ準ズル者」「消防組其他雇傭關係ナキ特定ノ團體ニ在リテハ代表者」なども亦、保險契約者たることを認むるのである。

この保險の保險金は、會社の方は、五百圓以上參千圓以下であるが、六ヶ月または十二ヶ月分の報酬を以て保險金とするときは、これ以上であつても、以下であつても差支ないとして居る。遞信省案に於ては、最高壹千貳百圓であるが、簡易生命保險と併行的に契約するときは、壹千六百五拾圓となる。

團體生命保險の計畫は、これらの二つに限るのではなく、既存の生命保險會社に於ても立案した所であつたが、いづれも認可せらるゝことなく、前述の日本團體生命保險株式會社のみが、昭和八年十二月十一日を以て認可せられ、且つ、傳ふる所によれば、商工省は、この保險が我が國に於ては、初めての計畫であり、その健全なる發達を保護助長するの意味に於て、當分の間、既設たると新設たるとを問はず他の會社に對しては、同様の保險事業を一切認可しない方針であるとのことである。従つて、從來、團體生命保險を計畫申請して却下せられた既存の生命保險會社は、この獨占的認可に對して反對して居つた。

かゝるところへ、更に遞信省が、類似の計畫を立て、簡易保險と相並んで官營として、これを行はんとするに至つたのであるから、日本團體生命保險會社は、直接に有力なる競争者を迎へる

ものとしてこれに反對し、他の民營の生命保險會社も、この遞信省案は、簡易保險の保險金額の變態擴張であり、従つて、民營に對する一大壓迫であるとして、反對しつゝある所である。

この、目下、我が保險界に於て、盛に論議せられつゝある團體生命保險の官營問題を正しく理解するがためには、先づ、團體生命保險とは如何なるものであるかを知らねばならぬ。

二

團體生命保險といふものは、生命保險の中の一種類であると共に、團體保險の中の一種類でもある。

團體保險といふものは、保險の種別の上で個別保險に對應するもので、發生的に言へば、個別保險が相當發達した後に、團體保險が行はるゝやうになつたのである。

財産保險の部類に於ても、名稱は團體保險といはないにしても、實質的に然るものとしては、倉庫保管物、一車庫に屬する電車若しくは自動車、一建物の中にある家財などの火災保險などがそれである。併し、人保險の部類にあつては、名實共に、團體保險は個別保險と區別して行はれて居つて、特に、生命保險、傷害保險、健康保險、老癆保險などに於て多くこれを見る。

今、人保險に於ける團體保險について説明すれば、これは、自然に一つの集團をなして居る人々の全部若しくはその大部分を一纏めにして一枚の保險證券を以て契約するのである。自然に一つの集團をなして居るといふのは、その集團がこの保險のために故らに作られた團體でないこと

をいふのであつて、この保険に加入する以前から存在して居る團體といふ意味である。そして特徴的なことはその團員はこの保険に於ける保険料を支拂ふための収入源を共通にして居ることである。それゆゑに、この保険に於ける團體といふものは、被保険者たるものがその所得を擧ぐる業務を中心として自然に構成して居る團體である。例へば、一つの會社、一つの工場、一つの商店などに勤務して居る人々は、その所得源を共通にすると共に、業務上自然に一つの集團を構成して居るのであるが、團體保険は、かゝる集團を被保険團體とし、かゝる人々を被保険者として、一纏めに保険契約を締結し、その共通の所得源より保険料を一纏めに収納する方法によつて行はれるのである。

生命保険を團體保険として行ふ場合にあつては、その被保険者たるものは、右に述べたるが如き團體の構成員である。従つて、被保険者は、常に入り替り立ち替りする。すなはち新陳代謝するのが常態である。團體生命保険に於ても、その保険料は、團體の構成員たる被保険者各自の危険率に従つて定めらるべきは、言ふまでもない。そして、それは當然に被保険者各自の年齢を基礎とするものである。かくて各々年齢を異にする構成員が入り替り立ち替りする團體を被保険團體として一纏めの契約をなすのであるから、この團體保険にあつては、普通個別生命保険とは異り、永年に亘る長期契約として行はるゝことが出来ない。従つてかゝる一團の被保険者に於ける保険料と保険金との技術的均衡はその現在の構成に於て見るの外はない。その結果、この保険は

一ケ年を期間とする保険、すなはち一年の定期保険として行はれるのである。

一ケ年を期間とする定期保険にあつては、その保険料は各被保険者の危険率に應じて、そのまゝの計算に於て定められる。永年に亘る長期の契約であるならば、被保険者の危険率は年々異りに拘はらず、その保険料は、各年を均一にするために、平均したものを課することになつて居る。これを「平均保険料」といふ。そして、これに對して、一年定期の場合の前述の如き、危険率そのまゝの計算のものを、「自然保険料」といふ。團體生命保險は、この自然保険料によつて行はれるのである。

平均保険料の場合、すなはち普通の生命保險にあつても、加入者の支拂ふ保険料は、加入の際の年齢によつて異なる。二十歳のときに加入する方が、五十歳となつて加入するよりも、その年拂保険料は遙に安い。併し、加入の年齢によつて、かくの如く、年拂保険料は異なるけれども、加入後、年々支拂ふ所の保険料は、年齢が進んでも、一定不變である。然るに、自然保険料の場合、すなはち團體生命保險にあつては、保険料が加入の際の年齢によつて異なるは勿論のこと、年齢の進むと共に大體に於て毎年増加するのである。

例へば、日本團體生命保險株式會社の保險金壹千圓に對する保険料を抜萃記載すれば次の如くであつて、當該年齢の加入者は、何歳のときから加入して居つても、この表の年齢のときには、それに該當する保険料を支拂はねばならぬのである。

年 齡	年額保険料
一〇	一・五〇
一五	二・〇〇
二五	二・五〇
三〇	三・〇〇
三五	三・五〇
四〇	四・〇〇
四五	四・五〇
五〇	五・〇〇
五五	五・五〇
六〇	六・〇〇

かやうに、普通生命保険は平均保険料であり、團體生命保険は自然保険料であるから、普通生命保険の場合には、加入者は大體、若い間に比較的多くの保険料を拂ふ代りに、年取つてからは比較的少くそれを支拂ふといふことになつて居る。中途、解約の場合に、普通生命保険には拂戻金があるのは、このためである。

併し、團體生命保険にあつては、被保險者の危険率に應じただけの保険料、すなはち自然保険料を拂ふのであるから、若い間に比較的多くを拂込み、年とつて比較的少く拂込むといふやうな關係はない。従つてこれには、普通生命保険の場合のやうな解約返戻金といふものはない。

三

團體生命保険は無診査を原則とする。普通の生命保険に於ては、被保險者の加入に際して身體健康の診査をするを常とする。併し、團體生命保険に於ては、團體構成員の個々の情況を問題とすることなく、一團をなせる多數の人々を一纏めに契約するの立前であるから、被保險者各個について診査をしないのが本則である。すなはち無診査保険である。

團體生命保険は、勞賃や俸給を以て生活せる人々に對して、その生活の保全のために、生命保険を容易に利用せしめる目的を以て、それらの人々が、その所得を擧ぐる業務を中心として自然

に構成して居る團體に着目して、それを基本に一纏めの取扱ひをなすことによつて行ふものである。従つて、一定の事業主との雇傭關係によつて成立して居る自然的團體が、この保険に於ける契約單位であり、且つ多分に社會政策的色彩を帯びて居るのである。ゆゑに雇主が保険料の全部若しくは、一部を負擔するの組織をとることがあり、また或は、雇主と共に、國家も一定限度に於て保険料負擔をなすの組織をとることもある。

團體生命保險に於て、一團の多數の人々を一纏めにして取扱ひ、任意の分散を許さないといふことは、無診査のため弱體者が多く加入し、健康者が加入しないといふ謂はゆる「逆選擇」を避くるに必要なのである。それゆゑに、所得源を同じくして自然に成立せる團體に於ても、團員の數が相當多數に存在することが必要であり、その數が益々多いほど望ましい。アメリカに於ては、州によつて法定の最小限度は異つて居るけれども、その最小限度の最も低いものは五十人として居り、最も高いものは二百五十人として居る。但し、州によつてはまた被保險者たる被傭者自らが、保険料の幾分を負擔する場合には、この最小限度の更に七割五分にまで下ることを許して居るところもある。

かやうに一定の最小限度の人數を必要とするのは、前述の如く、謂はゆる「逆選擇」を避くるにある。逆選擇が行はるときは、その危険率は、平均危険を超過し、保険の存立基礎を危くする。ゆゑに團體保險は、多數人の一纏りの團體が基準となる點にその存立の基礎をもつもので、團

通の危険率よりも低い。この低い危険率を基礎に計算を立てるから、その純保険料は安くつくのである。従つて團體生命保險に於て、この雇傭關係といふ限界を嚴守しないならば、純保険料の低廉といふその固有の特色を失ふこととなる。

團體生命保險の保険料が安いといふことは、右の二つの關係から生ずるのであるが、表見的には、更に他の事情によつて、普通の生命保險に較べて安く見ゆる關係もある。その最も著しいものは、團體生命保險は、死亡の場合にのみ保険金を支拂ふのであつて、生存の場合にはこれを支拂はないのである。——日本團體生命保險株式會社には、勤續給付附團體定期保險といふ生存の場合にも保険金を支拂ふものが計畫中にあるけれども、これは未だ認可せられて居ない。——丁度、火災保險の場合のやうに、火事に罹つたら保険金を受取り得るが、罹らなかつたら受取り得ないのと同様である。然るに、普通の生命保險の場合には、今日、我國に行はれて居るものは、大抵、死亡保險と生存保險との混合であつて、謂はゆる養老保險で、一定の年齢に於て生存して居る場合にも、保険金の支拂を受け得るものである。それゆゑに、團體生命保險にあつてはその純保険料は、死亡保險としての計算のみであるけれども、普通の生命保險にあつては、これに生存保險としての計算も加へられて居る。従つて、當然に、普通の生命保險の保険料は高く、團體生命保險のそれは安くなる。併し、これは右の如き關係から來るのであるから、表見的のことで、實質的のことではない。

更に、團體生命保險の保險料は、前にも述べたるが如く、自然保險料である。被保險者のその年、その年の年齢に従つた保險料をそのままに支拂ふのである。然るに、普通の生命保險に於ては、これも前に述べたやうに、平均保險料である。若年の間には老年に於て支拂ふべき保險料の一部分を支拂つて置くことになつて居る。従つて、壯年の被保險者の加入の際の保險料だけを較べて見れば、團體生命保險の方が安いといふことになる。併し、これも表見のことで、實質的のことではない。

併しながら、右の二つの事情による所の團體生命保險が、普通生命保險よりも保險料が表見的に安く見ゆることは、壯年の被保險者の加入に際しては、確に一つの誘惑となり、團體生命保險事業の普通生命保險事業に對する不當競争の因子を包藏するの危險がある。保險加入者も亦、この點をよく諒解して置かねばならない。

五

團體生命保險なるものは、大體、右に述ぶるが如きものである。今般、遞信省が計畫したものは如何なるものであるかといふに、その具體的詳細のことは、未だ發表せられて居ないから確實に紹介することは出来ないけれども、最近の新聞雜誌によりて報道せられたる所を綜合して見ると次の如くである。

遞信省案の團體生命保險は、同一事業主に雇傭せらるゝ一定數以上のものを身體診査をなさず

して一契約の下に包括的に保險する定期生命保險であつて、前に述べたる如く、かゝる團體生命保險は、既に日本團體生命保險株式會社に於ても營業の認可を得て近く開業の運びになつて居るものであるから、逓信省は、簡易生命保險の如く、これを獨占とせず、民營と並行的に行ふのである。その保險期間は一ケ年とし、一定の條件に依り更新することを認め、保險金額は、被保險者一人につき貳百五十拾圓以上壹千貳百圓以下である。

被保險者たるものは、同一事業主に雇傭せらるゝもので、保險契約の當時勤續期間六ヶ月以上に及び、年齢十二歳以上六十歳以下たることを要するのであるが、雇傭關係なきも特定の團體に屬するものは被保險者たるの資格を認められる。併し、一契約に屬する被保險者の員數は、三十人以上たることを要し、且つそれはまた、右の被保險者たる資格を有する團體員の八割以上でなければならぬのである。

保險契約者は、被保險者を使用する事業主たることを要するのであるが、例外として、被保險者が官公署の従業員、軍人軍屬等なるときは、當該官公署、軍隊の長、若くはこれに準ずる者も保險契約者となることが出來、また、事業主を以て保險契約者となし難き場合、または消防組その他雇傭關係なき特定の團體にありては、その代表者を定めて保險契約者となすことが出來る。

保險料の拂込方法は、月掛を原則とするけれども、一年分以下の前納を認め、郵便局窓口拂込または振替貯金拂込によるを原則とし、集金人拂込の方法にも應ずる。いづれにするも、保險契

約者は、その被保險團體の保險料の合計額を、取纏めて、拂込むのであつて、その金額は、各被保險者の年齢及び保險金額に對し、保險料率表を適用して算出したる保險料の合計額を以て、當該團體の保險料總額とする。

保險契約者は保險期間の途中に於て、被保險者の資格を有する者を、既存契約の被保險者として追加することを得るのであり、また、保險期間満了の日に於て、被保險者の員數に關する制限に適合する保險契約については、その保險期間の更新をすることも出来る。

被保險者が加入後に生じたる傷害または疾病に因り、二肢を失ふか、兩眼の視力を失ふか、または六十歳以前に於て、全く勞務に従事し得ない状態が六ヶ月間繼續し且つ將來恢復の見込なきに至るか、この三つの場合のいづれかに當るときは、廢疾に陥つたものとして、その者に對する將來の保險料を徴收しないで、保險の效力を廢疾發生後三ヶ年間認める。

また、一年以上、被保險者であつたものが、退職、轉職等により、その資格を喪失したとき、または廢疾條項適用後三年を越ゆるに至りたるときは、當人の請求により、そのものに對する保險金額の範圍内に於て、一年定期の保險の繼續被保險者たるを認め、且つ更にその更新繼續をも認めるのである。

六

以上が、遞信省案の團體生命保險の概要である。

これによつて見ると、この團體生命保險の保險料は、何人がこれを負擔するかを明かにして居ない。癱疾條項の存在や繼續被保險者たることの承認の存することは、必ずしも、被保險者自身が保險料負擔者たることの推定論據となるものではない。それかと言つて、保險契約者たる事業主が當然に負擔するとも推定すべき根據もない。従つて、この案に於ては、保險料は、事業主と被保險者との間に適宜にその負擔を決定するに委せたものと見ることが出来る。國家は、何等の負擔をなすことになつて居ない。これをニューヨーク州法に於て：the premium on which is to be paid by employer or by the employer and employee jointly, …と規定して居るに較べるならば、遞信省案には社會政策的の意味としては、たいして見るべきものがない。

また、遞信省案によれば、前述の如く、被保險者は、同一事業主に雇傭せらるゝものたることを原則とするけれども、必ずしも雇傭關係の存在を要件とせず、雇傭關係なき特定の團體をも被保險團體として認め、且つ一年以上被保險者たる者は、被保險團體を脱退した後も、その請求により、無條件無期限に繼續被保險者たることを認めるのである。その關係により、この遞信省案による團體保險なるものは、健康な働き盛りの労働者や勤め人のみから構成せらるゝ團體を以て、被保險團體として限定する團體保險の場合に比べて、當然その基本となる生命表は、危険率の高いものを採用することとなる。従つて、その保險料率は、高からざるを得ない結果となる。

現に、遞信省案と日本團體生命保險株式會社案とを比較するに、その保險金壹千圓に對する保

險料は次の如く、遞信省案は高くなつて居る。保險料が高いといふことも、社會政策的でないものと言はねばならぬ。

契約年齢	遞信省案	會社案	差額
一六	八、三七	七、九〇	〇、四七
二〇	一一、八〇	九、四〇	二、四〇
二五	一〇、三九	七、七〇	二、六九
三〇	八、九九	七、一〇	一、八九
三五	九、五一	八、〇〇	一、五一
四〇	一一、五〇	九、八〇	一、七〇
四五	一四、九七	一二、六〇	二、三七
五〇	二〇、三四	一六、三〇	四、〇四
五五	二八、六九	二一、七〇	六、九九
六〇	四三、七六	三〇、〇〇	一三、七六

尤も、遞信省案に於ても、十五歳以下に於ては、會社案よりも保險料は安い。併し、前述の表は、全部ではなく、その中よりの拔萃であるが、今、その全表によつて計算するに、十六歳に入るとして、六十歳まで引續き保險料を支拂ふとすれば、遞信省案の團體保險に加入すれば、結局、合計に於て壹千圓の保險に對し、會社案よりも百五拾六圓參拾參錢多く保險料を支拂ふこととなる。これを以て見るも、社會政策的の考慮に缺くる所あるは明かであらう。

次に、遞信省案は、正確なる意味に於ける團體保險たるの限界を超え、個別保險に轉化する傾

向をもつて居る。これも、その保険料を安くする所の、危険の比較的低い生命表を採用することが出来なかつた原因である。その限界を越ゆるといふは、前述の雇傭關係を以て結ばれたる團體に限らず、謂はゆる「特定の團體」を以て、被保險團體と認めたる點と、これも前述の、被保險團體の脱退後に於いても、繼續被保險者として無條件無期限の繼續更新を認めたる點にある。

謂はゆる「特定の團體」なるものは如何なるものを指すのであるか不明なのであるが、まさか、その團體を勅令を以て列擧するのでもなからうから、特定といふことに格別の意味がある譯でもなく、たゞ具體的に存在する團體といふ位のことであらう。然るときは、學校の同窓會や同級會でも、この被保險團體たり得べく、町内組合でも、青年團でも被保險團體たり得ることとなる。

かくの如き廣汎なる意味に於て、被保險團體を認むるならば、今日の社會に於て、大抵の人は何らかの團體に所屬して居ないものはないであらう。従つて、大抵の人はこの團體保險の被保險者たる資格をもつこととなる。勿論、遞信省案に於ては、一契約に屬する被保險者の員數は、三十人以上にして且つ團體員の八割以上なることを要すとして居る。ゆゑに、如何なる人でも、何等かの團體に屬するといふことだけで、この保險の被保險者となり得る譯ではなく、その所屬の團體が三十人以上より成るもので、且つ團員の八割以上が被保險者となることを賛成しなければならぬのである。

併し、一つの大きな團體の中で、三十人位の團體は、また何等かの名稱の下によく存在するも

のであり、或は成立せしむることも容易である。「代表者」となるべき世話役が話を纏めるならば八割以上の賛成を得ることも不可能ではあるまい。かくて、一つの被保険團體が成立し得る。元來、團體生命保險なるものに於ては、その被保険團體たるものは、保險料を拂出し得べき所得源を同うして成立して居る團體、すなはち同一事業主の下に於て、現にその勞働に十分耐える所の健康な精神と肉體とを以て働きつゝあるにより、業務上の關係によりて結ばれたる、自然に成立して居る團體たるべきものであることは前に述べた通りである。かゝる團體の構成員たる勞働者や勤務者に對し、その經濟生活の保全のために、彼等の如き健康な比較的壯年者であるものゝみの、従つて危險率の割合低い所の、生命表を基礎として算出された、安い純保險料と、多數者を一纏めの取扱ひとすることにより、手數と經費の節減より生まるゝ安い附加保險料とを以て、要するに一般保險よりも安い保險料を以て、生命保險を容易に利用せしむることがこの保險の存在理由である。従つて、雇傭關係によつて結ばれて居るといふこの限界を離れては、團體保險たるの意味が薄弱となる。然るに、遞信省案として、世上に傳はるものは、この限界的存在が頗る曖昧である。その保險料の高率なるによつて見ても、この限界を嚴守せざることが表はれて居る。更に、一年以上の被保險者は、被保險團體を脱退して後も、個人たる繼續被保險者として認められ、それがまた更新によつて繼續することの許さるゝことも、團體保險たるの意義を稀薄ならしむると共に、保險料負擔を高からしむるものである。脱退者は、概して病弱者か老年者であつ

て、危険率の高いものであるからである。

七

遞信省案の團體生命保險が、世上に傳へらるゝが如き内容のものとなせば、本來社會政策的なるべきこの保險に、右に述ぶるが如き根本的缺點がある。その上この保險に對しては、その案が世上に傳はるや、官營による民營の壓迫として、民間保險會社の側より盛に反對せられつゝある。よつて、こゝに、そのことにも論及しなければならぬ。

生命保險事業に於ける、官營の民營壓迫といふことは、他の事業に於けるそれとは異なる所の或る特殊性をもつものである。そのことは恐らく世間ではよく諒解せられて居ない事柄であらうと思ふから、その點を明かにせねばならぬ。元來、政府が民間事業と同種の事業を初むるときには、民業の壓迫といふ反對運動が起るのが常例である。かゝる際に一般の國民は、もとより冷靜にまた公平に、これに對して批判を下さなければならぬ。第一にその官營計畫には民業を壓迫するの關係が存在して居るか？ 第二は、民業が果して壓迫せらるゝとしても、國民全般に對しての利害如何？ この二つの點を明かにしなければならぬ。

政府が、民間と同一事業を營む場合にあつても、たとへば、物品の製造供給といふやうなものであるならば、その官製品が、民製品よりも、値段が安いとか、品質がよいとか、何等かの優れた點がないならば、民業を壓迫することゝはならない。もし、政府が、品質も劣り代價も高い同

種品を、當該事業を獨占して製造供給するといふことであるならば、これに對して議論批判すべき問題は、既に、民業への壓迫といふこと以外に移つて居る。併し、官製品が民製品よりも、優れて居るか安いかどうかのために、民業を壓迫する結果を來す場合には、それは、單に當業者の營業利益を害するに止まり、消費者たる一般國民は、むしろその生活利益が増進せらるゝ譯である。ゆゑに、かゝる場合には、官營の民業壓迫といふことは、單に、當業者の立場からの意味があるに止り、國民的な意味は甚だ稀薄である。

然るに、生命保險の場合には、この物品の製造供給などの場合と全く事情を異にするものがある。生命保險の加入者といふものは、物品の消費者の如く、一つ一つ、そのとき、その場限りに供給せられるものを利用して居るのではない。既往から將來への經濟的保障といふ繼續的關係を享受して居るのである。すなはち、生命保險にあつては、加入の最初から、今日まで永い間、保險料を掛け金して、またこれから後も、ことによれば相當永く掛金を續けて行くもので、そして、それに對する保險金なるものは、將來いつかのときに受取るといふ性質のものである。言はゞ、加入者は、久しきに亘る勤儉力行の結晶を、保險會社の搖ぎなき財的基礎に信頼を置いて委託しつゝ將來に於ける經濟上の安穩を計つて居るものである。

ゆゑに、生命保險の加入者は、製品の消費者が、隨時供給せられる製品を消費享受するのとは違つて、この永年に亘る保障の關係が、完全に保險會社によつて確保せられ、いよいよの時に保

險金が完全に支拂はれることによつて、初めてその生活利益を全うし得るのである。加入者の利害は全然、保險會社の財的基礎の堅固なるか否かに懸つて居るのであつて、それが薄弱となるならば、加入者はそれだけ不安の地位に置かれることとなり、それが崩壊するならば、加入者の保險による將來の經濟的保障も亦奪はれて仕舞ふ譯である。製造會社の財的基礎が動搖しても、消費者たる一般國民は、甲の會社の製品を使用消費する代りに、乙の會社のそれを使用消費すればよい譯で、一向、その生活利益が侵害せられることゝはならないけれども、生命保險會社の財的基礎の動搖は、加入者たる一般國民の生活利益を侵害することゝなる。

かくの如き次第であるから、我が國に於ても、生命保險事業は、特に保險業法といふ法律の定むる所の方法に従つて經營せねばならぬのであつて、その保険料の算定から、責任準備金の計算方法を初め、財産の運用、事業利益の處分に至るまで、總てこの法律の規定に従ひ、且つ商工省保險部の嚴正なる監督に服して居るのである。

國家が、かくの如くに特別の取締法規を制定し、かくの如くに特別の監督機關を設けて居る所以のものは、單に民間企業たる保險會社を保護する意味ではなく、全く、保險會社の財的基礎を堅固に保たしむることが、加入者たる多數國民の生活利益を保護増進することゝなるからである。國家保護の目的とする所は、保險加入者たる一般國民である。

保險加入者の保險會社に於ける關係は、右に述ぶるが如く、消費者の製造會社に於ける關係と

は全く異つて居るのであるから、官營の民業壓迫といつても、生命保險事業の場合には、製造工業などの場合と、問題の意味が全く異なつて居る。すなはち、生命保險の場合には、その壓迫は被保險者たる一般國民の生活の安危に關することとなるのである。ゆゑに、もし果して、今回の遞信省案の團體保險が、民營保險を壓迫する結果を來すとすれば、政府は、一方に於ては、前述の如き法規と官廳とを設けて、民間保險會社の財的基礎の健實を保護監督して居るに拘はらず、他方に於ては、政府自らが、これを脆弱崩壊せしめんとするものと言はねばならぬ。然らば果して遞信省案なるものは、民間保險會社を壓迫することとなるか？

八

今回の遞信省案の團體生命保險の全貌は、正確詳細に判明して居ないのであるけれども、新聞雜誌などから綜合した所によると、その概要は、前に述べたるが如くである。それによると、既に認可を受けて近く開業する所の日本團體生命保險株式會社と對立することとなるは明かである。この會社に對しては、商工省の側に於て、この事業の性質上、開業の當初から、競争狀態の下に營業してはこの新らたなる保險事業の健實なる發達を期し難いといふ考慮の下に、當分、凡そ三ヶ年程は、他の民間會社にこの種の保險を認可しないことにして、謂はゞ獨占的認可を與へたのである。遞信省案は、商工省のこの趣旨を没却する譯であつて、その財的信用に於て民間會社に遙に勝る所の有力競争者となつて現はれんとするのである。

次に、逡信省案の團體生命保險は、その保險金額貳百五十拾圓以上壹千貳百圓以下である。そして、從來の簡易生命保險と重複に契約することを認めるのであるから、最高額は、現實の場合に於て、壹千六百五十拾圓となり得る。一千六百五十拾圓にしる、壹千貳百圓にしる、かくの如き、高額の保險契約を簡易生命保險の改正として官營にせんことは、簡易生命保險實施當初、並びにその後現在の保險金額へ引上の際に於て表明したる、金額上に於ける官營と民營との分野に關する政府の數次の聲明を裏切るものであるとの非難を免れることを得ないであらう。

併し、それはともかくとして、この團體生命保險のみの金額、壹千貳百圓といふものは、我が國の生命保險の現在に於て、民營保險の最大部分の件數を包被するものである。すなはち、我が國三十四生命保險會社及び四つの徴兵保險會社の昭和八年十月末現在契約は次の如くであつて、その平均金額から見れば、壹千貳百圓といふ官營金額は、民營保險に對して大きな脅威であることが明かである。

	件數	金額	平均一件の金額
現在契約五億圓以上五會社	二、九八、三三九	五、三二、一七、六八八	一、七七七
同 二億圓乃至五億圓五會社	九三三、六六六	一、三二、一〇八、九九三	一、四三二
その他二十四會社	一、九〇、八四〇	一、九〇、三三三、四六六	一、〇〇六
計	五、八三三、〇〇〇	八、五三三、四四五、〇六六	一、四七七
徴兵保險四會社	一、三七〇、八三九	八、九八、四八六、〇三五	二、六九三
合計	七、二〇三、八三九	一、七三、〇〇、九三一、〇〇一	一、三三三

更に昭和七年末の統計により、各保険金額の件数に對する割合を調査すれば次の如くであつて壹千圓以下の全契約件数に對する割合は、七二・二六%で、一件平均金額は、壹千五百七拾九圓九拾壹錢である。すなはち、民營保險の最大部分の契約は壹千圓以下である。

全國生命保險金額別分類表 (昭和七年末現在)

金額	人員	金額	人員百分比	金額百分比
100圓以下	七、九三三	五、八〇六、〇七四	一・八〇	〇・〇八
100〃	六三、七七一	一、二、三三、七〇一	一・一八	〇・一五
100〃	二九、一七七	三、〇七三、一四八	三・三三	〇・四三
500〃	九七、二九四	四、六一七、一五一	一・五三	五・七六
1,000〃	二、三三三、二七八	二、三〇七、四八〇	四八・三三	二九・三三
2,000〃	七四九、三三六	一、三、九四、〇六四	一五・一元	一六・七三
5,000〃	四七、六九五	一、六五九、六三一	九・一四	二・四四
10,000〃	一、六、八九九	一、〇〇九、五〇五、四九元	二・一元	一三・〇四
10,000〃	三二、五九五	四八八、九一四、五一	〇・六六	六・三三
10,000〃	六、七七七	一、七九、三三、九五元	〇・一四	二・三三
10,000〃	一、六五〇	五、八、八六、三〇〇	〇・三三	〇・七六
50,000〃	二、一〇一	一、〇三、二九一、八六六	〇・四四	一・三三
100,000〃	一、六九五	二、九、八八、三六一	〇・三三	一・六八
100,000圓以上	四三一	五、九、五〇、〇四四	〇・一四	〇・七三
總計	四、八九九、六三三	七、七四〇、九五六、九元	九九・九九	一〇〇・〇一

1) 徴兵保險及び純粹の生存保險を含まず

昭和八年十月末に於ける我が三十四社の生命保險契約件數約六百萬件のうち、凡そ其の七〇%は千圓以下の契約であり、また昭和六年に於ける民營新契約總數七十三萬件のうち壹千圓以下のものは四十九萬件すなはち六十八%である。壹千圓以下の契約なるものは我が國に於ては、民營保險の最大部分を占めて居るものである。また、昭和八年十月末に於ける民間の五億圓以上の契約高を有する五社の一件平均金額は、壹千七百七拾七圓であり、貳億圓以上五億圓未滿の五社のそれは、壹千四百參拾壹圓であり、残りの二十四社のそれは、壹千參拾六圓である。これによれば、比較的保有契約高の少い會社、すなはち小會社の方が、壹千圓以下の契約の全契約件數に對する割合が多いことが分る。

かくの如く、壹千圓以下の契約なるものは、我が民間生命保險會社の保有契約高から見ても、新規契約から見ても、その最大部分を占むるものであるから、その全保險事業の主要部分を占むるものである。然るに今、官營の團體生命保險が、壹千貳百圓以下の契約を獲得せんとして現はるゝこととなり、民營に對して競争關係に立つこととなれば、民營保險會社に對して甚だしき壓迫となるのみならず、これらの會社の財的基礎に信賴して將來の經濟生活の安固を期待しつゝある全國六百萬件の被保險者にとつて實に由々しき問題である。

勿論、團體生命保險は、前に述べたるが如く、ひとしく生命保險と言つても、普通生命保險とは異なる特色をもつものである。併しながら生命保險たる點に於ては、二者異なる所なきものである

から、官營の團體生命保險が、形式に於ては、民營の普通生命保險と異つて居つても、實質に於て等しき部面が多ければ、それが官營といふ財的信用の絶對性のゆゑに、民營への壓迫となるは免れ難い。殊に、保險に於ては、特に將來の給付に對する信賴であるから、政府の信用は誠に絶大であつて、官營は民營に對して絶對的に優位にある。

九

遞信省案の團體生命保險は、一年定期であるから、普通生命の長期契約とは、形式上甚だ異つて居るやうであるけれども、毎年の更新繼續を許すのであるから、これは實質上の相違とはならない。また、一契約に屬する被保險者の員數は三十人以上たることを要し、同一事業主に雇傭せらるるものたるを要するのであるが、これは單に表面の原則的取扱ひたるに止まり、實質に於ては、前に詳述したやうに、その團體保險たる限界が甚だ曖昧なのであるから、一ケ年間、團體保險として存續した以上は、個別保險となるの結果を認容するのである。この點に於ても、民間の生命保險と實質に於て異らざるものとなり得る。殊に、保險料は、雇主や國家が何等負擔すべき立前となつて居らないのであるから、社會政策的な特異性もなく、その點に於ても民營保險と異なる所なきものとなる。従つて、この保險が實行せられる曉に於ては、民營への壓迫となるの可能を否定し得ないであらう。

然らばその壓迫は、如何にして起るか？これには、二つの關係が考へられる。一つは、民營保

險に於ける既存契約の解約であり、も一つは、將來に於て民營保險に來るべき契約が官營に赴くことである。すなはち、前者は積極的の壓迫であり、後者は消極的の壓迫である。

前に述べたる如く、遞信省案の團體生命保險は、雇傭關係にある壯年健康な労働者若しくは勤務者の集團に於ける特殊生命表を基礎とするのではなく、一般國民の生命表によつて居るから、團體保險の固有の性質より來る所の保險料の低廉といふ特色を存せず、むしろ、團體保險の保險料としては高いものであるが、それでも、——これも前に述べたやうに、——表見的には、普通の一般の生命保險の料率、すなはち養老生命保險式の保險料率よりも安い。また、自然保險料であつて平均保險料でないから、壯年の加入者にとつては、その保險料は表見的には安い。例へば二十五歳の被保險者が加入するとせば、六十歳滿期養老保險の保險金一千圓に對する保險料は凡そ二十六圓であるけれども、遞信省案によれば、二十五歳のものは十圓三十錢で、殆ど比べものにならぬ位に安い。この表見的に安いことが、官營保險に於て格別に勧誘などをしなくても、保險の種類別について十分の諒解なきときは、壯年の被保險者をして一般の民營保險を解約せしめて、官營團體保險の方へ移轉せしむる自然的誘惑となるの可能性がある。併し、この安いことは、表見的であつて實質的ではない。何となれば、團體保險の加入者は、前に述べたる如く、その翌年より大體次第昇りに高い保險料を支拂はねばならず、六十歳に至つては、二十五歳から引續き入つて居つても、遞信省案の保險料では、四十二圓七十六錢を支拂はねばならず、而も、そのときに、

拂込をやめるならば何等の解約金も、保険金も貰ひ得ない。二十五歳から六十歳まで、三十五年間に、合計六百貳十貳圓十二錢の保険料を掛け込んであつても、爾後の拂込をやめるならば、これだけの拂込金は全部掛け損となる。然るに、民營の六十歳受取養老保険にあつては、二十五歳加入の際の掛金二十六圓を凡そ三十年程も支拂へば、後は掛けなくともよいのであつて、而も配當その他の計算を差引けば、合計の保険料は四百六拾圓足らずであり、六十歳には一千圓の保険金を手にし得るのである。ゆゑに全般的に考へれば、民營の普通の保険の方が實質的に安い場合もある譯で、遞信省案の安いことは表見的のことに過ぎないけれども、保険のことが十分に判らない民衆に對しては、その表見的に安いことが誘惑となることは免れ得ない。

遞信省案に於ける壯年被保險者の加入の際に於ける保険料が安いといふことは、既に民營保険に加入して居る被保險者の解約脱退を自然に誘惑するばかりではなく、新らたに加入せんとするものを民營より奪つて官營に赴かしむることともなるは、見易き道理である。すなはち消極的の壓迫といふはこれである。

一〇

生命保險會社は、解約が多くなれば、その會社は、保險なるものゝ性質上、その財的基礎が薄弱とならざるを得ない。元來、保險なるものは、場合によつては、保險金額に比べて極めて少額の保険料を受領して、多額の保險金額の支拂に充てることゝなるものであるから、頗る多數の加

入者が存在して、その間に平均が行はるゝことにより、初めて確實に實行せられ得るものである。加入者が少數のまゝに止まるか、もしくは、少數となるならば約束の保険金を完全に支拂ひ得る所の財的基礎が破壊せられる。解約の漸増は、かくの如き危険なる状態へ導くものに外ならない。

保險會社は、かやうに、多數の加入者が存在して、その財的基礎が堅固となるのである。併しながら、かやうな多數の加入者の存在といふことは、もとより開業の最初からあることが望ましいことであるけれども、新設の會社に、初めより然ることは到底不可能な所である。それにも拘はらず、新設の生命保險會社が存在し得るのは、この多數者の平均といふことが、必ずも同時的に行はれずとも、時を異にして行はれても、結果に於て等しいからである。言ひ換へれば、新設會社は、將來の加入者の多いことを當にして存在し得るのである。然るに、官營の團體生命保險のため、將來の加入者を奪はるゝことゝなるならば、將來に望みを囑して存在して居る新設の保險會社は、存在の基礎を奪はれることゝなる。これは全く新設會社にとつての脅威である。

新設のものでなくとも、未だ、その保有の契約高の少い會社も、これと同じ關係にあるはいふまでもない。また、今日、強大を誇り、契約高の巨大なるを自慢して居る會社にとつても、その將來の保險契約の新規獲得が衰弱すれば、同じ運命に陥ることに變りはない。

生命保險會社の衰退、または、更に進んでその没落といふやうなことが起り、保険金額の支拂が完全に行はれなくなることがあるならば、多年の勤儉力行の結晶を保險會社に託して、その將

來の安穩を希つて居る所の被保險者やその家族の迷惑と困窮とは叙説するまでもなき所である。たゞ一つの謂はゆる弱小保險會社が没落することがあつてさへ、民衆の一般保險會社に對する信頼を害すること頗る大なるものがある。一旦、民衆の信頼を失ふこととなり、生命保險會社が解約請求を相次いで受くるが如き事態に立至れば、洵に由々しき事柄である。然る場合には、保險に對する新たなる加入も差控へられるであらうし、全く、生命保險事業が民衆の生活の將來の保障たる職能を盡し得ない危險がないとは言へない。然る場合には、被保險者たる民衆に及ぶす心的影響は寒心に耐えざるものがあるであらう。

今回の遞信省案のもつ社會政策的意義の缺如せることは既に述べたる所である。一步譲つて、それに幾許かの社會政策的意義が假にあるにしても、この計畫の實行が、民營保險壓迫の結果を齎らし、その衰退を招來するが如きことあらば、それは保險事業といふものゝ性質上、甚だしく非社會政策的結果となる。保險は官營たると民營たるとを問はず、それ自らの本質上、今日の社會組織の經濟上にもつ一大缺陷を補正するの職能を盡しつゝあるものである。保險は本來、社會政策的のものである。生命保險に於て特にその意味が鮮明である。それ故にこそ社會政策の手段として保險が益々多く採用せられることとなる。この社會政策的な意味をもつ所の、そして民營としても健全に行はれつゝある所の生命保險事業に對し、壓迫衰退せしめるか、縦ひ然る程に至らずとも、その將來の健全なる發達を阻害するものあらば、それこそ、甚だ非社會政策的なものといはねばならぬ。

— 九・二・二〇 —